

# 9月20～26日は動物愛護週間です

この機会にペットの飼い方のルールを確認しましょう。

## 最後まで愛情と責任をもって飼いましょう

飼い主には終生飼養の責任があります。ペットを飼い始めたら、ペットがその命を終えるまで、愛情をもって適切に世話をしましょう。また、不妊・去勢手術をしてきちんと世話ができる頭数にしましょう。ペットを飼うには手間と費用がかかります。



## 社会のルールやマナーを守りましょう。

犬は登録と狂犬病予防注射をしましょう。猫は交通事故等为了避免のために必ず室内で飼いましょう。放飼いや鳴き声、糞尿などで地域社会に迷惑をかけないようにしましょう。また、ペットを捨てるのは犯罪です。捨てられたペット自身もかわいそうですが、人や動物をおそったり、生態系に悪影響を及ぼす場合もあります。



## 迷子札等で所有者の明示をしましょう。

雷に驚いたり、扉の閉め忘れ、突然の災害などで迷子になることがあります。万が一に備え、飼い主の連絡先を書いた迷子札やマイクロチップをつけましょう。また、ペットがいなくなったら、保健所などへ連絡しておきましょう。



## ちゃんと世話できるかな？

目の前の犬や猫の可愛さに目がくらんで、ちゃんと考えられなくなっちゃうんだ。



だから、飼う前によく考えよう。

【問い合わせ先】

県庁生活衛生課 ☎ 099-286-2788 鹿屋保健所 ☎ 0994-52-2113 動物愛護センター ☎ 0995-44-6301